

学校法人 足立学園

愛知文教女子短期大学 ガバナンスコード

令和3年5月  
(令和7年4月修正)

本ガバナンスコードは、日本私立大学協会が制定した「私立大学版 ガバナンス・コード」＜第1版＞に基づき、愛知文教女子短期大学の運営上の基本を示したものである。

## 目 次

|                               |    |
|-------------------------------|----|
| はじめに                          | 1  |
| 第1章 私立短期大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重 | 2  |
| 1－1 建学の精神                     |    |
| 1－2 教育と研究の目的（私立大学の使命）         |    |
| 第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）        | 4  |
| 2－1 理事会                       |    |
| 2－2 理事                        |    |
| 2－3 監事                        |    |
| 2－4 評議員会                      |    |
| 2－5 評議員                       |    |
| 第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）        | 8  |
| 3－1 学長                        |    |
| 3－2 教授会                       |    |
| 第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）     | 9  |
| 4－1 学生に対して                    |    |
| 4－2 教職員等に対して                  |    |
| 4－3 社会に対して                    |    |
| 4－4 危機管理及び法令遵守                |    |
| 第5章 透明性の確保（情報公開）              | 12 |
| 5－1 情報公開の充実                   |    |
| おわりに                          | 13 |

はじめに

## 1. 「愛知文教女子短期大学 ガバナンス・コード」制定の目的・意義

- (1) 学校法人は、主体性を重んじ公共性を高める自律的なガバナンスを確保し、併せて経営を強化し、より強固な経営基盤に支えられた、時代の変化に対応した短期大学づくりを進めていく。
- (2) 学校法人は、高い公共性を有する学校の運営主体としての社会的責任を十分に果たすことができるよう、新たな公益法人制度や社会福祉法人制度等の改革の状況を踏まえ、これらの公益的な法人と同程度の運営の適正と透明性を確保し、社会から信頼され支えられるに足る、これまで以上に公共性を備えた存在であり続ける。
- (3) 学校法人は、学生・保護者・教職員はもとより、卒業生や地域・社会などの多様なステークホルダーに支えられる存在であることから、幅広く学内外の声に耳を傾けながら使命を全うすることを通じて、高い公共性を追求していく。
- (4) 学校法人は、適切なガバナンスを確保し、私立短期大学の教育・研究・社会貢献の機能の最大化を図り、社会的責任を全うすることにより、高等教育機関の国公私間の構造的な財政基盤の格差について、社会に問いかけていく。
- (5) 私立学校法においては、所轄庁である文部科学省に寄附行為の認可、解散命令等の監督事項が付与されているものの、学校法人の公共性ととも自主性が最大限に尊重される原則となっており、その点に鑑みても、自律的な「愛知文教女子短期大学 ガバナンス・コード」の制定は重要な意義がある。

## 2. 「愛知文教女子短期大学 ガバナンス・コード」制定における指針

本ガバナンス・コードは、「私立短期大学が主体性を重んじ公共性を高める自律的なガバナンスを確保し、より強固な経営基盤に支えられ、時代の変化に対応した短期大学づくりを進めること」を目的とし以下の5つの原則に基づき国民に宣言するものとする。

- (1) 私立短期大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重-----建学の精神等
- (2) 安定性・継続性----学校法人運営の基本（権限・役割の明確化）
- (3) 教学ガバナンス---学長の責務、権限・役割の明確化
- (4) 公共性・信頼性---ステークホルダーとの関係
- (5) 透明性の確保---情報公開等

## 3. 「愛知文教女子短期大学 ガバナンス・コード」の運用

本ガバナンス・コードは、日本私立大学協会が制定した「私立大学版ガバナンス・コード」に基づき、本学が公共性と自主性を基本にした自律的な取り組みとして活用することを目的としている。今後も、法令改正等に応じて必要があれば改正し、より適切な「愛知文教女子短期大学 ガバナンス・コード」を目指すこととする。

## 第1章 私立短期大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重

私立短期大学は、短期の修業年限とリーズナブルな学費負担という特性を有し、女性の教育のニーズに合った高等教育機関として、社会に有為な人材を送り出す身近な短期の高等教育機関として、しかも個性豊かな教育・研究を行う機関として発展してきました。

私立短期大学は、社会の変化を敏感に捉えて、多様な人々の修学ニーズに応えていくことを通して、地域社会において高等教育へのアクセスの機会均等と知的基盤社会の土台作りの場としての役割も果たしてきました。

また私立短期大学の存在意義は、建学の精神・理念にあって、その精神に基づく独特の校風が自主性・自律性として尊重され、教養教育と専門教育のバランスのとれた教育・研究を行う機関としても重要な役割を担っています。

学校法人足立学園愛知文教女子短期大学は、建学の精神及び教育理念に基づく、私立短期大学の使命を果たしていくために、また、教職員はその使命・役割を具体的な形にしていくために、本学のガバナンス・コード（本学として取組・取組中の各業務の意思決定・執行及び内容・方法等が、法令・規程等に照らし合わせて、それぞれの理事・監事・評議員・教職員の役割に応じて適切に機能しているのかを、組織として自ら行う点検のあり方や仕組みを具体化したもの）を制定しました。

このように、適切なガバナンスを確保して、教職員一丸となって、時代の変化に即応した短期大学づくりを進めていきます。

制定にあたっては、日本私立大学協会の制定した「私立大学版ガバナンスコード」をモデルにしました。

### 1-1 建学の精神

#### (1) 建学の精神

建学の精神は次のとおり。

『質実にして知性高く宗教的情操を身につけた真人を育成する』

「一生涯生き甲斐ある幸せな生活を送ることができる女性を育てる」

創立者の足立閭励先生は、「人生生活とはすべて何事もみな心より起こる。心の起こる元は「信」であり、「信」とは＜真心と真心の通じ合い＞である。知・情・意の円満な心を持つことにより、明るく、正しく、和やかな精神生活が送れるのである」という信念のもと、本学を設立した。

「生活のすべては「心」から。真心の通じ合いから、信用、信頼が生まれる」

閭励先生の「人の一生における生活のすべては心が元になっている。人と人とが真心を通わせることで信用、信頼が生まれる。信用、信頼が得られ、知性、感情、意志の調和のとれた心を持つことにより、明るく、正しく、和やかな生活（幸福な生活）を送ることができるのである」という信念のもとに掲げられた建学の精

神は、学則第1条（教育の目的）として受け継がれ、本学創立70年を経過した今もなお教育の指針となっている。

## （2）教育の理念

「正しい心、知に明るい心、和かな心、信じ、信じ合える心を持つ女性を育成する」

（正・明・和・信）

（教育目標）次のような女性を育成する

1. 知性、感情、意志の調和のとれた心を持つ女性
2. 自ら正しい行動ができ、社会に貢献することができる女性
3. 豊かな教養と専門的な学術を身につけ、生涯にわたり学習し続けることができる女性
4. 人に優しく、丁寧で、感謝の気持ちを忘れない、礼儀正しい女性
5. コミュニケーションが円滑にでき、誰からも信用、信頼される女性

## 1－2 教育と研究の目的（私立短期大学の使命）

（1）本学の建学の精神に基づく、教育目的及び研究目的は次のとおり。

### A) 生活文化学科

幅広い教養と生活に関わる各専攻分野の知識・技術・実践力を有し、柔軟かつ主体的に社会に貢献できる女性を育成する。

#### 食物栄養専攻

栄養士としての役割を理解し、「食」と「健康」に関する知識・技術と教養を有し、食育の推進と健康の維持増進の担い手となる人材を育成する。

#### 生活文化専攻

幅広い教養と生活に関わる各専攻分野の知識・技術・実践力を有し、柔軟かつ主体的に社会に貢献できる女性を育成する。

### B) 幼児教育学科第1部 第3部

子どもに対する愛情と保育への使命感を持ち、豊かな人間性と実践力を備えた幼児教育・保育の専門家として社会に貢献できる人材を育成する。

（2）中期計画の策定と実現に必要な取組み

- ① 安定した経営を行うために、認証評価を踏まえて中期的な学内外の環境の変化の予測に基づく、適切な中期計画の検討・策定をする。
- ② 中期計画の進捗状況、財務状況については、常任理事会で管理把握し、透明性ある法人運営・短期大学運営に努める。
- ③ 財政的な裏付けのある中期計画実現のために、外部理事を含めた経営陣全体や、経営陣を支えるスタッフの経営能力を高める。

- ④ 改革のために、教職協働の観点からも事務職員の人材育成・確保など事務職員の役割を一層重視する。
- ⑤ 経営陣と教職員が中期計画を共有し、教職員からも改革の実現に際して積極的な提案を受けるなど法人全体の取組みを徹底する。
- ⑥ 中期計画には、教学、人事、施設、財務等に関する事項の中から教育の質保証を踏まえた取り組むべき内容を盛り込む。

### (3) 私立短期大学の社会的責任等

- (ア) 運営基盤の強化を自主的に図るとともに、本学の教育の質の向上及び経営の安定性・透明性の確保を図るよう努める。
- (イ) 本学学生を最優先に考えることを念頭に置き、文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団、教職員、学生保護者、卒業生、地域社会構成員その他ステークホルダーとの関係を保ち、公共性、地域貢献等を念頭に学校経営を進める。
- (ウ) 私立短期大学の目的達成のためには、多様性への対応が不可欠との認識に立ち、男女共同参画社会への対応や、障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成 27 年 2 月 24 日閣議決定）をはじめ、多様性への対応を実施する。

## 第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）

私立短期大学は、社会から、教育・研究及びその成果の社会への還元という公的使命を負託されている。従って、その設置者である学校法人は、経営を強化しその安定性と継続性を図り、私立短期大学の価値の向上を実現し、その役割・責務を適切に果たす。本学は、このような役割・責務を果たすため、自律的なガバナンスに関する考え方や仕組みを構築する。

### 2-1 理事会

#### (1) 理事会の役割

##### ① 意思決定の議決機関としての役割

ア 理事会は、学校法人の経営強化を念頭におき業務を遂行し、理事の職務執行を監督する。

##### ② 理事会の議決事項の明確化等

ア 理事会において議決する学校法人における重要事項を寄附行為等に明示する。

イ 理事会において議決された事項は、議事録に記録し、保管する。

ウ 理事会へ業務執行者から適切な報告がなされるよう留意する。

③ 理事及び短期大学運営責任者の業務執行の監督

ア理事会は、理事及び設置校の運営責任者（学長、学長補佐、副学長）に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に短大の業務等の評価を行い、その評価を業務改善に活かす。

イ理事会は、適時かつ正確な情報共有が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備する。

④ 学長への権限委任

ア学長が学長補佐、副学長を置くなど、各々担当事務を分担させ、管理する体制としている。

イ各々の所掌する校務及び所属教職員の範囲については、可能な限り規程整備等による可視化を図る。

⑤ 実効性のある開催

ア理事会は、理事、監事全員の日程を調整し、全員出席を基本とする。

イ議案に応じて、実質的な審議時間を十分確保する。

⑥ 役員（理事・監事）は（ア）その任務を怠り、学校法人に損害を与えた場合、（イ）その職務を行う際に悪意または重大な過失により第三者に損害を与えた場合、当該役員はこれを賠償する責任を負う。

⑦ 役員（理事・監事）が学校法人または第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は連帯して責任を負う。

⑧ 役員（理事・監事）の学校法人に対する責任が加重とならないよう損害賠償責任の減免の規程を整備する。

⑨ 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

## 2-2 理事

（1）理事の責務（役割・職務・監督責任）の明確化

① 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理する。

② 理事長を補佐する理事として常任理事を置き、各々の役割のほか、理事長の代理権限順位も明確に定めている。

③ 理事長及び理事の解任については、寄附行為に明確に定めている。

④ 理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実にその職務を行う。

⑤ 理事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負う。

⑥ 理事は、学校法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、これを理事長及び監事に報告する。

⑦ 学校法人と理事との利益が相反する事項については、理事は代表権を有しない。



また、利益相反取引を行おうとするときは、理事会において当該取引について事実を開示し、承認を受ける必要がある。

(2) 学内理事の役割

- ① 教職員である理事は、知識・経験・能力を活かし、教育・研究、経営面について、短期大学の持続的な成長と中長期的な安定経営のため適切な業務執行を推進する。

(3) 外部理事の役割

- ① 複数名の外部理事（私立学校法第38条第5項に該当する理事）を選任する。
- ② 外部理事は、学校法人の経営力・マネジメントの強化のため、理事会において様々な視点から意見を述べ、理事会の議論の活発化に大きく寄与し、理事としての業務を遂行する。
- ③ 外部理事には、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行う。

(4) 理事への研修機会の提供と充実

全理事（外部理事を含む）に対し、十分な研修機会を提供し、その内容の充実に努める。

## 2-3 監事

(1) 監事の責務（役割・職務範囲）について

- ① 監事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負う。
- ② 監事は、その責務を果たすため、事前に定めた監事監査規程に則り、理事会その他の重要会議に出席することができる。
- ③ 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況を監査する。
- ④ 監事は、学校法人の業務等に関し不正の行為、法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、理事会及び評議員会に報告し、又は所轄庁に報告する。さらに、理事会・評議員会の招集を請求できるものとする。
- ⑤ 監事は、理事の行為により学校法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求できる。

(2) 監事の選任

- ① 監事の独立性を確保する観点を重視し、理事長は評議員会の同意を得て理事会の審議を経て、監事を選任する。
- ② 監事は2名置くこととする。
- ③ 監事の業務の継続性が保てるよう、監事相互の就任・退任時期について十分考慮する。

(3) 監事監査基準

- ① 監査機能の強化のため、学校法人足立学園監事監査規程を作成している。
  - ② 監事は、監査計画を定め、関係者に通知する。
  - ③ 監事は、学校法人足立学園監事監査規程に基づき監査を実施し、監査結果を具体的に記載した監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に報告し、これを公表する。
- (4) 監事業務を支援するための体制整備
- ① 監事、公認会計士及び内部監査者の三者による監査結果について、意見を交換し監事監査の機能の充実に努める。
  - ② 監事に対し、十分な研修機会を提供し、その研修内容の充実に努める。
  - ③ 学校法人は、監事に対し、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行う。
  - ④ その他、監事の業務を支援するための体制準備に努める。

## 2-4 評議員会

### (1) 諮問機関としての役割

次に掲げる事項について、理事長は、評議員会に対し、あらかじめ、評議員会の意見を聞く。なお、諮問事項に関して特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

- ① 予算、事業計画に関する事項
  - ② 中期計画の策定
  - ③ 借入金（当該会計年度内の収入を以って償還する一時借入金を除く）及び基本財産の処分並びに運用財産中の重要な不動産及び積立金の処分
  - ④ 役員報酬等に関する支給基準の策定
  - ⑤ 予算外の新たな義務の負担または権利の放棄
  - ⑥ 寄附行為の変更
  - ⑦ 合併
  - ⑧ 目的たる事業の成功の不能による解散
  - ⑨ 寄附金品の募集に関する事項
  - ⑩ その他、学校法人の業務に関する重要事項
- (2) 評議員から意見を引き出す議事運営方法の改善に努める。
- (3) 評議員会は、学校法人の業務若しくは財産の状況または役員の業務執行の状況について、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、または役員から報告を徴することができる。
- (4) 評議員会は、監事の選任に際し、理事長が評議員会の同意を得るための審議を行う。その際、事前に理事長は当該監事の資質や専門性について十分検討する。

## 2-5 評議員

### (1) 評議員の選任

- ① 評議員の人数は、理事人数に対して十分な人数を選任する。
- ② 評議員となる者は、次に掲げる者とする。
  - ア 当該学校法人の職員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者
  - イ 当該学校法人の設置する私立学校を卒業した者で年齢25年以上の者のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者
  - ウ 前各号に規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者
- ③ 学校法人の業務若しくは財産状況または役員の業務執行について、意見を述べ若しくは諮問等に答えるため、広範かつ有益な意見具申ができる有識者を選出する。
- ④ 評議員の選任方法は、各選出区分により推薦された者について、当該候補者を理事会が選任する扱いとする。

### (2) 評議員への研修機会の提供と充実

- ① 学校法人は、評議員に対し審議事項に関する情報について、評議員会開催の事前・事後のサポートを十分に行う。
- ② 学校法人は、評議員に対し、研修機会を提供するなど内容の充実に努める。

## 第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）

学長の任免については、愛知文教女子短期大学学長選考規程に基づき、「規程の定めるところにより選出された学長候補者について、学校法人足立学園理事会の議を経て、学長候補者の同意を得た上、理事長が任命する。」とし、愛知文教女子短期大学管理運営組織及び事務分掌規程において「学長は、本学を総括し、これを代表する。」としている。

私立学校法において「理事会は、学校法人の業務を決する」とあるが、理事会及び理事長は、理事会の権限の一部を学長に委任している。理事会及び理事長は、短期大学の目的を達成するための各種政策の意思決定、副学長、学科長等の任命、教員採用等については、学長の意向が十分に反映されるよう努める。

## 3-1 学長

### (1) 学長の責務（役割・職務範囲）

- ① 学長は、学則第1条に掲げる「愛知文教女子短期大学は、教育基本法及び学校教育法の精神に従い、女性として社会生活に必須な専門的大学教育を施し、も

って宗教的信念のある真人を育成することを目的とする。」という目的を達成するため、リーダーシップを発揮し、短大教学運営を統轄し、所属教職員を統督する。

- ② 学長は、理事会から委任された権限を行使する。
- ③ 所属教職員が、学長方針、中期計画、学校法人経営情報を十分に理解できるよう、これらを積極的に周知し共有することに努める。
- (2) 学長補佐体制（学長補佐・副学長・学科長の役割）
- (3) 短大に学長補佐・副学長を置くことができるようにしており、愛知文教女子短期大学管理運営組織及び事務分掌規程第3条において「学長補佐は、学長の校務を補佐する。」としている。また同規程第4条において「副学長は、学長の任務を助け、命を受けて校務をつかさどるものとする。」としている。
- (4) 学科長の役割については、幼児教育学科、生活文化学科それぞれの科の研究並びに教育に関しての学科運営の職務を行うとしている。

### 3-2 教授会

#### (1) 教授会の役割（学長と教授会の関係）

本学の教育・研究の重要な事項を審議するために教授会を設置している。審議する事項については、愛知文教女子短期大学教授会規程に定めている。

ただし、学校教育法第93条に定められているように、教授会は、定められた事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べる機関であり、学長の最終判断が教授会の審議結果に拘束されるものではない。

## 第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）

私立短期大学は、常に時代の変化に対応した高い公共性と信頼性が確保されなければならない。建学の精神・理念に基づき自律的に教育事業を担う私立短期大学は、こうした高い公共性と信頼性のもとでの社会的責任を十二分に果たして行かねばなりません。ステークホルダー（学生・保護者、同窓生、教職員等）はもとより、広く社会から信頼され、支えられるに足る存在であり続けるために、公共性と信頼性を担保する必要がある。

### 4-1 学生に対して

- (1) 本学学生の学びの基礎単位である学科において、3つの方針（ポリシー）と、入学から卒業に至る学びの道筋をより具体的に明確にしている。
  - ① 学科ごとの3つの方針（ポリシー）
    - ア 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）
    - イ 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）
    - ウ 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

- ② 自己点検・評価を実施し広く社会に公表するとともに、その結果に基づき学生の学修成果と進路実現にふさわしい教育の高度化、学修環境・内容等のさらなる整備・充実に取り組む。
- ③ ハラスメント等の健全な学生生活を阻害する要因に対しては、学内外を問わず毅然かつ厳正に対処する。

#### 4－2 教職員等に対して

##### (1) 教職協働

実効性ある中期計画の策定・実行・評価（PDCAサイクル）による大学価値向上を確実に推進するため、教員と事務職員等は、教育・研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図るため、適切に分担・協力・連携を行い、教職協働体制を確保する。

##### (2) カレッジ・ディベロップメント：CD

全構成員による、建学の精神・理念に基づく教育・研究活動等を通じて、私立短期大学の社会的価値の創造と最大化に向けた取組みを推進する。

##### ① ファカルティ・ディベロップメント：FD

ア 3つの方針（ポリシー）の実質化と教育の質保証の取組みを推進するため、教員個々の教育・研究活動に係るPDCAを毎年明示する。

イ 教員個々の教授能力と教員組織としての機能の高度化に向け、学長のもとにFD推進組織を整備し、年次計画に基づき取組みを推進する。

##### ② スタッフ・ディベロップメント：SD

ア 全ての教員・事務職員等はその専門性と資質向上のための取組みを推進する。

イ 教職協働に対応するため、事務職員等としての専門性・資質の高度化に向け、年次計画に基づき業務研修を行う。

#### 4－3 社会に対して

##### (1) 認証評価及び自己点検・評価

##### ① 認証評価

平成16（2004）年度から、全ての大学は、7年以内ごとに文部科学大臣が認証する評価機関の評価を受けることが法律で義務付けられた。本学も評価機関の評価を受審し、評価結果を踏まえて自ら改善を図り、教育・研究水準の向上と改善に努める。

- ② 自己点検及び評価結果等を踏まえた改善・改革（PDCAサイクル）の実施  
教育目標や組織目標の実現に向け、それらの目標の達成状況及び各種課題の改善状況等に関する定期的な自己点検・評価を実施し、その結果を踏まえた改善・改革のための新たな取組を検討、実施する。

③ 学内外への情報公開

自己点検や改善・改革に係わる情報及び保有する教育・研究をはじめとする各種情報資源を、刊行物やホームページ等を通じて積極的に公開することにより、学内外の関係者及び社会に対する説明責任を果たす。

(2) 社会貢献・地域連携

- ① 本学の資源を活用し、社会の発展と安定に貢献するため、教育・研究活動の多様な成果を社会に還元することに努める。
- ② 包括協定を結んでいる行政や企業との連携を密にし、本学の知見を活かして地域貢献を目指す。
- ③ 地域の多様な社会人を受け入れるとともに、時代の要請に応じた生涯学習の場を広く提供する。
- ④ 大規模災害への対応として、日常的に地域社会と減災活動に取り組む。
- ⑤ 環境問題を始めとする社会全体のサステナビリティを巡る課題について対応する

4-4 危機管理及び法令遵守

(1) 危機管理のための体制整備

- ① 危機管理体制の整備と危機管理マニュアルの整備に取り組む。

ア 大規模災害

イ 不祥事（ハラスメント、公的研究費不正使用等）

- ② 災害防止、不祥事防止対策に取り組む。

ア 学生の安心・安全対策

イ 減災・防災対策

ウ ハラスメント防止対策

エ 情報セキュリティ対策

オ その他のリスク防止対策

(2) 法令遵守のための体制準備

- ① 全ての教育・研究活動、業務に関し、法令、寄附行為、学則並びに諸規程（以下「法令等」という）を遵守するよう組織的に取り組む。
- ② 法令等に違反する行為又はそのおそれがある行為に関する教職員等からの通報・相談（公益通報）を受け入れる窓口を常時開設し、通報者の保護を図る。

## 第5章 透明性の確保（情報公開）

私立短期大学は、日本における高等教育の大きな担い手であり、公共性が高く、社会に質の高い重要な労働力を提供する機関であることを踏まえ、法人運営、教育研究活動等について、透明性を確保にさらに努める。

私立短期大学は、多くのステークホルダーからも支持されることが必要ですが、短期大学の目的は教育・研究・社会貢献等多岐にわたっており、それぞれに異なるステークホルダーが存在することを踏まえた上で、法人運営、教育研究活動等の透明性を確保する。

私立短期大学は、法人運営、教育研究活動等の公共性・適性を確保し、透明性を高める観点からステークホルダーへの説明責任を果たす。

## 5-1 情報公開の充実

### (1) 法令上の情報公開

公表すべき事項は学校教育法施行規則（第172条第2項）、私立学校法等の法令に定められ、又は日本私立大学団体連合会のガイドライン等によって一定程度共通化されている。それらの情報については主体的に発信していく。

#### ① 教育・研究に資する情報公表

- ア 短期大学の教育・研究上の目的
- イ 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）
- ウ 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）
- エ 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）
- オ 教育・研究上の基本組織
- カ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績
- キ 入学者数、収容定員、在学学生数、卒業または修了者数並びに進学者数及び就職者数、その他進学及び就職等の状況
- ク 授業科目、授業方法及び内容並びに年間の授業計画
- ケ 学修成果に係る評価及び卒業又は修了認定に当たっての基準
- コ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境
- サ 授業料、入学金等の短期大学が徴収する費用
- シ 短期大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援
- ス 学生が修得すべき知識及び能力

#### ② 学校法人に関する情報公表

- ア 財産目録・貸借対照表・収支計算書
- イ 寄附行為
- ウ 監事の監査報告書
- エ 役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く）
- オ 役員報酬に関する基準
- カ 事業報告書

##### 1) 法人の概要

- ・学校法人としての住所・連絡先
- ・理事・監事・評議員の氏名

- ・理事・監事の略歴（所属機関や職業等）
- 2) 事業の概要
  - ・主な事業の目的・計画及びその進捗状況
- 3) 財務の概要
  - ・収支及び財産（財産目録、貸借対照表、収支計算書）の状況
- (2) 自主的な情報公開
 

法律上公開が定められていない情報についても、積極的に自らの判断により、努めて最大限公開する。

  - ① 教育・研究に資する情報公開
    - ア短期大学間連携
    - イ地域連携
  - ② 学校法人に関する情報公開
    - ア中期計画
- (3) 情報公開の工夫等
  - ① 上記（１）②及び（２）②の学校法人に関する情報については、ウェブサイト公開に加え法人事務局に備え置いて、請求があれば閲覧に供する。
  - ② 各種情報の公開方法は、インターネットを使ったウェブサイト公開が主流だが、閲覧者が多岐にわたることを考慮し、大学案内、入学案内、広報誌、各種パンフレット等の媒体も活用する。
  - ③ 公開に当たっては、わかりやすい説明をつける他、説明方法も常に工夫する。

## おわりに

日本における全大学数の約８割を担う私立大学は我が国の高等教育の発展に大きく寄与し、社会の発展と安定に不可欠な極めて厚い中間層の形成に貢献している。また、私立大学は地域社会における高等教育へのアクセス機会の均等と知的基盤としての役割も同時に果たしてきている。

今後とも、私立大学が我が国の発展に寄与し貢献していくためにも、私立大学が、主体性を重んじ公共性を高め自律的な「私立大学版ガバナンス・コード」を制定し、それを規範として運用することにより、適切なガバナンスを確保し、強固な経営基盤をもとにした新しい短大づくりを進めていくことが必要である。

愛知文教女子短期大学は、本ガバナンス・コードに基づき、教育・研究・社会貢献の機能の最大化を図り、社会的責任を全うすることにより、社会の信頼に応え、さらなる社会の支援につながることを目指すこととする。